

災害に係る住家の被害認定の概要

1. 災害に係る住家の被害認定基準

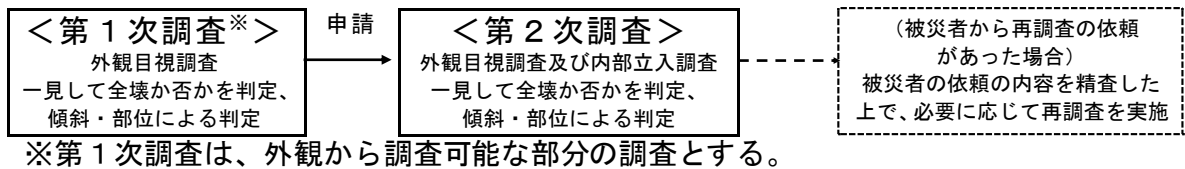
住家の被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

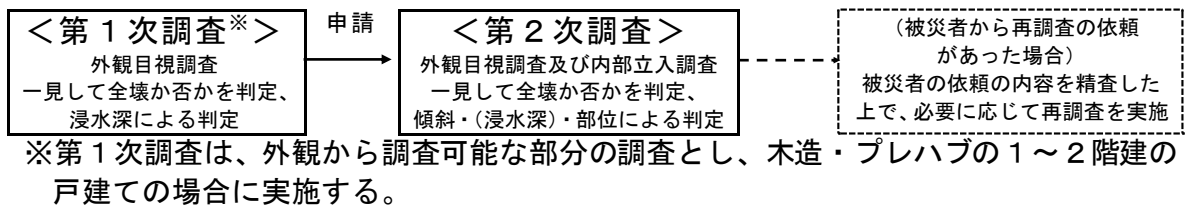
2. 災害ごとの被害認定方法（②損害基準判定（経済的被害）の場合）

具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

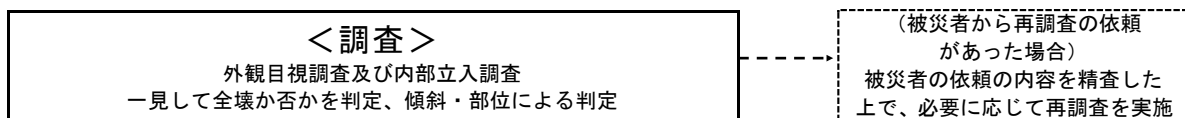
（1）地震による住家被害に係る調査の流れ



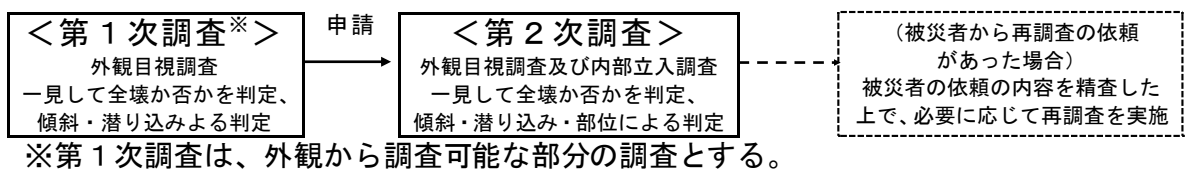
（2）水害による住家被害に係る調査の流れ



（3）風害による住家被害に係る調査の流れ



（4）液状化等の地盤被害による住家被害に係る調査の流れ



(5) 住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。

$$\sum \left(\boxed{\text{当該部位の損害の程度(※)}} \times \boxed{\text{当該部位の家屋全体に占める構成割合}} \right) = \boxed{\text{住家全体の損害割合}}$$

運用指針により床、屋根等の部位毎に定められた構成割合

$$\text{※} \boxed{\text{当該部位の損害の程度}} = \sum \left(\boxed{\text{当該部位の一部の損害の程度(10\%~100\%)}} \times \boxed{\text{当該部位の一部の当該部位全体に占める割合}} \right)$$

市町村による調査

(6) 各部位毎の構成割合（木造・プレハブの場合）

地震による被害（第1次調査）		地震・水害による被害（第2次調査）、 風害による被害	
屋根	15%	屋根	15%
		柱（又は耐力壁）	15%
		床（階段を含む。）	10%
壁（外壁）	75%	外壁	10%
		内壁	10%
		天井	5%
基礎	10%	建具	15%
		基礎	10%
		設備	10%

(7) 損傷の例示（地震による木造・プレハブの屋根の被害（例））

損傷の例示	損傷程度
・棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。	10%
・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレート（金属製を除く）にひび割れが生じている。	25%
・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。	50%
・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレート（金属製を除く）のひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。	75%
・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%